

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の背景

ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、本年 3 月に成立した所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）により改正された所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 81 条の規定により、ひとり親控除の控除額が現行の 35 万円から 38 万円に引き上げられることとなった。

公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）においては、公営住宅への入居資格や家賃算定等に係る「収入」についての控除の一つとしてひとり親控除が規定されているところ（令第 1 条第 3 号ト）、公営住宅制度におけるひとり親控除についても、今般の所得税法改正の趣旨を踏まえ、控除額を現行の 35 万円から 38 万円へ引き上げる必要がある。

2. 改正の概要

（1）公営住宅法施行令の一部改正

令第 1 条第 3 号トに規定するひとり親控除の控除額を現行の 35 万円から 38 万円へ引き上げる。

（2）経過措置

本政令の施行日時点で現に入居している者、収入超過者、高額所得者等に係る家賃等の算定基礎となる収入の計算及び新規入居者に係る収入の条件について、所要の経過措置を設ける。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 8 年 11 月上旬

施行：令和 10 年 1 月 1 日